



特集号

昭和40年4月15日印刷
昭和40年4月20日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3, 427
宇都宮商工会議所
電話(3) 3,071 3,072
3,073 3,074番

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(4) 4,106番(代)

昭和40年度事業計画並に収支予算決定す

3月26日の当所通常議員総会(予算総会)において、昭和40年度事業計画並に収支予算が次のとおり決定されました。

昭和40年度事業計画書

1、基本方針

昭和40年度の日本経済は本格的な開放経済体制に移行し国際経済との関連性が増大、一つの転機に立つものと思惟されるので、これに対応する経済体制の確立こそ喫緊の要諦であると思料されるので、本会議所の事業活動はこれに対応し産業の整備育成を根幹とした商工業の基盤の確立とその繁栄発展のため、企業の合理化、設備の近代化の推進、金融並に労務対策の最善を枢軸に次の重点事業を中核としてこれを積極的に遂行し、以って商工業の総合的改善発達と地域経済の繁栄発展に寄与し、負荷の使命を完遂して行く方針である。

2、本年度の重点的実施事項

- (1) 宇都宮広域都市建設の推進に協力
市勢振興の原則に則り工場の誘致と誘致工場の基盤確立による産業の振興発展を推進し、一面既存の地場産業の整備育成とその振興に努め、宇都宮新産業広域都市の建設推進に積極的に協力す。
- (2) 中小企業の近代化推進
中小企業の経営合理化設備の近代化技術の刷新向上、金融並に労務対策適正円滑化を図ると共に景気調整のしわ寄せの是正に努め、中小企業の近代的振興を推進する。
- (3) 商工業振興方策の確立並推進
小売商業の協業化、共同化、卸商業並工業の団地造成による集団化を研究協議し積極的に推進する。
- (4) 労働力の確保と労働福祉対策の充実
雇傭対策を刷新強化し、受入態勢を整え、労働力の確保を期すると共に学卒者の管外流出を防止し、一面求人秩序の確立を図り労働力不足の解消に積極的に推進する外従業員の福利厚生事業を充実強化し、その定住化を容易にし、就中従業員住宅の建設整備を促進する。
- (5) 中小企業指導機関の設置推進
中小企業の近代化とその繁栄発展を図るため、経営診断、技術の指導、経営管理者の研修、技能労働者並に中小企業指導者の養成、中小企業のための諸調査、諸相談の充実を期するため、中小企業指導機関の設置を推進す。
- (6) 道路交通網の整備と公設自動車駐車場の建設推進
東北自動車道の建設促進を図ると共に都市計画に基く宇都宮市を中心とする主要幹線道路の建設整備、国道四号線の日光街道との直結を推進する外、公営自動車駐車場の設置を促進し、交通の秩序維持と産業の開発振興に寄与する。
- (7) 国鉄宇都宮管理局の設置と国鉄宇都宮駅東口の設置促進運動
宇都宮広域都市建設に即応し、且つ産業の振興開発を推進し、急速に繁栄発展しつつある市勢の現況に鑑み、本運動を継続に推進しその実現を期する。
- (8) 輸出産業の振興と物産品の販路拡張
政府の輸出振興対策に則り、ミシン、布帛玩具、木製品、造花、その他の輸出産業の振興を図ると共に物産品の販路拡張の施策を積極的に推進する。
- (9) 意見並広報活動の活発化
商工業の改善を推進し、産業経済の発展を図るため各種の調査活動を積極化し、必要に応じ関係方面に建議、陳情要望等を為す外会員の声を聞き、且は会員に各種情報を提供し、地域経済発展のための意見広報活動を積極化す。
- (10) 小規模事業に対する相談指導の強化
中小企業相談所の機構を充実強化し、中小企業対策特に小規模事業対策のための相談指導を徹底し、その繁栄発展を助長する。
- (11) 産業公害の防止対策の推進
産業の高度成長に伴う誘致工場の増大と地場産業の飛躍的振興等により愈々産業公害の弊を現出しつつある現況に鑑み、これが防止対策を検討、研究し、事前防止の実を挙ぐる。

昭和40年度宇都宮商工会議所 中小企業相談所事業計画

1、基本方針

本年は日本経済の完全自由化の影響が中小企業特に小規模事業の末端まで浸透することが予想されるので中小企業基本法の明示する目標に向って設備、技術、労務、資金等のあい路を開き、秘書経理並に経営規模の適正化を図りつつ小規模事業の生産性の向上と経営の合理化を促進し以って新しい時流に即応させるため次の相談指導種目を中心に従来の相談指導活動を積極化する外特に新規事業として次の事業を行い、小規模事業の繁栄と発展を推進する。

- (1) 小規模事業経営改善の基礎となる記帳運動を展開し従来国税中心に進めてきた税務指導を市、県民税等、地方税、納税者に迄対象を拡大し積極的に指導を行う。
- (2) 小規模事業の雇用促進を図るため社会保険の徹底、労働条件の改善、労働福祉の向上、従業員教育訓練の徹底等一連の労務対策の向上を期す。
- (3) 小規模事業従業員の技術向上を図るため技能検定制度等とタイアップした従業員の技能向上対策をおしす

すめる。

2 相談指導種目

- 経営 経営の合理化、近代化等経営の改善
- 法規 法規一般、司法並に行政庁に対する手続（弁護士担当）
- 資材 資材一般
- 金融 事業金融、信用保証等の斡旋
- 税務 申告、納税その他税務一般（税理士担当）
- 経理 税理士による集合指導並に帳簿組織記帳等経理一般
- 労務 就業規則その他労務一般
- 社会保険 各種社会保険の相談並に事務代行
- 技術 技術改善又は向上に関する事項
- 工業所有権 特許、実用新案、商標、意匠等の工業所有権並に商業文案、広告等（弁理士担当）
- 貿易 貿易手続、取引斡旋、ほん訳等
- 取引 販売先の紹介斡旋、その他取引一般
- その他 信用調査、諸法令等の事務代行等前記以外の事項

3 各種講習会の開催

4 専門指導員による個別指導

昭和40年度収支予算書

(一) 一般会計

(昭和40年4月1日より
昭和41年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度 予算額	前年度 予算額	対比増減 (△)	備	考
1. 会費	1. 会費	6,850,000	6,400,000	450,000		
	2. 過年度会費	6,830,000	6,400,000	430,000	6,830口 (1口1,000円)	
2. 交付金	1. 補助金	2,500,000	2,000,000	500,000		
		2,500,000	2,000,000	500,000	宇都宮市補助金	
3. 事業収入		4,950,000	4,340,000	610,000		
	1. 商工技術普及 事業収入	1,600,000	1,340,000	260,000		{ 珠算能力、簿記、英和文タイピスト、計算尺技能等の検定試験料、外収入
	2. 事業の振収 事業収入	2,800,000	2,500,000	300,000		見本市、各種展示会並に各種催物収入
	3. 事業の振収 事業収入	550,000	500,000	50,000		会議所ニュース広告料、その他
4. 手数料、使用料	1. 手数料、使用料	2,000,000	1,380,000	620,000		
		2,000,000	1,380,000	620,000		各種証明手数料、会議所貸室使用料
5. 寄付金	1. 寄付金	30,000	30,000	0		
		30,000	30,000	0		事業に対する寄付金
6. 雑収入	1. 預金利息	650,000	394,982	255,018		
	2. 雑収入	50,000	40,000	10,000		
		600,000	354,982	245,018		預金利息その他雑収入

7.繰越金	1.繰越金	250,000	535,018	△ 285,018	前年度繰越金
含	計	17,230,000	15,080,000	2,150,000	

支出の部

款	項	本年 予算額	前年 予算額	対比増減 (△)	備	考
1.給与費	1.給料	4,850,000	4,020,000	830,000	役員給料	
	2.諸給	3,480,000	2,840,000	640,000	手当及び雑給(残業手当、その他雑給)	
	3.賞与	180,000	120,000	60,000	役員賞与	
	4.報酬	1,160,000	1,030,000	130,000	委員囑託報酬	
2.旅費	1.旅費	200,000	180,000	20,000	役員旅費	
	1.旅費	200,000	180,000	20,000	役員旅費	
3.家屋費	1.借地料	454,000	982,000	△ 528,000	宇都宮市役所納付	
	2.営繕費	34,000	50,000	△ 16,000	家屋並に室内修理	
	3.管理費	200,000	700,000	△ 500,000	水道料	
	4.保険料	200,000	200,000	0	光熱費、火災、損害(建物、什器備品、自動車)	
4.事務局費	1.通信運搬費	650,000	610,000	40,000	電話料、郵便料、その他運搬費	
	2.消耗品費	200,000	200,000	0	諸用紙、文房具類、その他消耗品費	
	3.図書費	120,000	100,000	20,000	官公報、新聞、その他図書費	
	4.印刷費	50,000	50,000	0	諸印刷費	
	5.什器費	100,000	80,000	20,000	備品購入及び修繕費	
	6.その他諸費	100,000	100,000	0		
5.会議費	1.会議費	200,000	200,000	0	議員総会費、役員会費、部会費、その他	
	1.会議費	200,000	200,000	0	議員総会費、役員会費、部会費、その他	
6.一般事業費	1.中小企業相談所特別会計繰入金	6,600,000	5,770,000	830,000	珠算、簿記、英和文タイピスト、計算尺技能検定試験諸費、スポーツ振興並に各種中企業の協業化、集団化、その他調査研究費、講習会、夏期大学講座、その他販路拡張費	
	2.調査会、研究会、講習会、講習費	1,400,000	1,000,000	400,000	観光宣伝、商取引斡旋費	
	3.調査会、研究会、講習会、講習費	3,750,000	3,550,000	200,000	観光宣伝、商取引斡旋費	
	4.調査会、研究会、講習会、講習費	300,000	250,000	50,000	観光宣伝、商取引斡旋費	
	5.調査会、研究会、講習会、講習費	300,000	100,000	200,000	観光宣伝、商取引斡旋費	
	6.調査会、研究会、講習会、講習費	200,000	200,000	0	観光宣伝、商取引斡旋費	
	7.調査会、研究会、講習会、講習費	150,000	120,000	30,000	観光宣伝、商取引斡旋費	
7.交際費	1.交際費	220,000	220,000	0	慶弔、接待費、その他	
	1.交際費	220,000	220,000	0	慶弔、接待費、その他	
8.公課分担金	1.公課金	700,000	600,000	100,000	諸税	
	2.分担金	40,000	40,000	0	日商、関東ブロック、県連合会分担金	
9.償還費	1.土地買入償還費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	宇都宮市役所納付	
	1.土地買入償還費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	宇都宮市役所納付	
10.厚生費	1.福利厚生費	410,000	350,000	60,000	役員員社会保険料、年金掛金、その他厚生費	
	1.福利厚生費	410,000	350,000	60,000	役員員社会保険料、年金掛金、その他厚生費	
11.退職給与積立金	1.退職給与積立金	1,800,000	800,000	1,000,000		
	1.退職給与積立金	1,800,000	800,000	1,000,000		

12. 法定台帳関係金 1. 雑 費	退職給与積立金 1. 特別会計繰入金 2. 中小企業特別金 会計繰入金		300,000		300,000		0		役員退職給与積立金	
	1. 法定台帳関係金	50,000	50,000	50,000	1,000,000	0	0	0	0	0
1. 雑 費	1. 雑 費	80,000	80,000	80,000	0	0	0	0	0	0
14. 子 備 費	1. 子 備 費	16,000	18,000	△	2,000	0	0	0	0	0
合 計	計	17,230,000	15,080,000	2,150,000						

昭和40年度宇都宮商工会議所 中小企業相談所収支予算書

収 入 の 部

(単位 円)

項 目	本年 年度 算額	前年 年度 算額	対 増減 (△)	備 考
1. 経 常 収 入 金	6,832,000	5,493,000	1,339,000	
1. 県 補 助 金	4,432,000	3,683,000	749,000	1. 指導員人件費 30,000×7人×12ヵ月=2,520,000 2. 補助員人件費 14,000×12ヵ月=168,000 17,000×12ヵ月=204,000 372,000 3. 旅 費 20,000×7人= 140,000 4. 講習会等開催費 1,113,000 5. 事 務 費 3,000×7×12ヵ月= 252,000 6. 一パーカー購入費 0 7. 調査研究費 5,000×7= 35,000
2. 市 補 助 金	800,000	600,000	200,000	
3. 会議所自己負担	1,400,000	1,000,000	400,000	
4. 手 料	200,000	210,000	△ 10,000	
2. 臨 時 収 入	10,000	10,000	0	
1. 雑 収 入	10,000	10,000	0	
3. 繰 越 金 金	0	0	0	
1. 繰 越 金	0	0	0	
合 計	6,842,000	5,503,000	1,339,000	

支 出 の 部

項 目	本年 年度 算額	前年 年度 算額	対 増減 (△)	備 考
1. 経営改善普及事業	5,581,800	4,473,300	1,108,500	
1. 指導員人件費	3,208,000	2,502,500	705,500	1. 俸 給 196,000×12=2,352,000 2. 家族手当 6,000×12= 72,000 3. 特 別 手 当 196,000×4 = 784,000 15,000×12=180,000 336,000 13,000×12=156,000 200×2×12=4,800 116,800 28,000×4=112,000
2. 補助員人件費	452,800	292,000	160,800	
3. 指導員旅費	161,000	160,000	1,000	800×1,000時間=800,000
4. 講習会等開催費	1,225,000	1,000,000	225,000	2. 講師旅費宿泊料 2,500×50回 =125,000 3. 会場借上料 =100,000 4. 資 料 200,000

5. 調査研究費	35,000	35,000	0	1. 備品費	80,000 (リコー他)
6. 指導員事務費	500,000	483,800	16,200	2. 消耗品費	120,000
				3. 印刷製本費	40,000
				4. 通信運搬費	120,000
				5. 図書料	50,000
				6. 燃料	88,000
				7. 公課	2,000 500,000

2. 一般事業費	580,000	400,000	180,000	1. 商業振興事業費	150,000
1. 商業振興費	200,000	230,000 △	30,000	2. 同 研修費	30,000
				3. 同 調査費	20,000
2. 工業振興費	180,000	100,000	80,000	1. 工業振興事業費	100,000
				2. 同 研修費	50,000
3. 労務対策費	100,000	70,000	30,000	3. 同 調査費	30,000
				1. 労務対策事業費	50,000
4. 税務指導費	100,000	0	100,000	2. 同 調査費	50,000
				項目新設	
3. 管理費	660,000	620,000	40,000	1. 超勤手当	
1. 人件費	70,000	63,000	7,000	1. 器具修理費	50,000
2. 事務費	50,000	37,000	13,000	2. 雑費	20,000
3. 会議費	70,000	70,000	0	(商) 審査員居食代その他茶菓代	
4. 福利厚生費	270,000	250,000	20,000	職員社会保険料、年金掛金等	
5. 退職給与積立金	200,000	200,000	0		
4. 予備費	20,200	9,700	10,500		
1. 予備費	20,200	9,700	10,500		
合 計	6,842,000	5,503,000	1,339,000		

昭和40年度における特定商工業者法定台帳の
作成管理及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和40年度特別会計収支予算書

(昭和40年4月1日よ
昭和41年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

(単位 円)

款	項	本年度額	前年度額	対増減(△)	備	考
1. 本年度負担金	1. 本年度負担金	1,240,000	1,200,000	40,000		
		1,240,000	1,200,000	40,000	特定商工業者1,600人× $\frac{97}{100}$ (1,550人) ×800円	
2. 過年度負担金	1. 過年度負担金	0	0	0		前年度業者数 前年度予算額 前年度徴収額 1,550人 × $\frac{97}{100}$ - $\frac{97}{100}$
3. 補填金	1. 補填金	50,000	50,000	0		
合 計		1,290,000	1,250,000	40,000		

支 出 の 部

款	項	本年 算額	前 年 算額	対 比 増減(△)	備	考
1. 給 与 費	1. 俸 給	690,000	578,000	112,000	専任給 月28,000円×12ヶ月分=336,000円	
	2. 諸 給 与	504,000	420,000	84,000	助勤給 月14,000円×12ヶ月分=168,000円	
	3. 賞 与	18,000	18,000	0	家族手当(専任分) 外諸手当	
2. 事 務 局 費	1. 施 設 管 理 費	179,796	180,753	△ 957	1. 電 灯 料 月200円×3×12月=7,200円	
	2. 什 器 備 品 借 料	80,000	80,000	0	2. 石 炭 4トソ分(8,100円×4ヶ月) =32,400円	
	3. 消 耗 品 費	58,196	59,153	△ 957	3. 水 道 料(事務局使用料の $\frac{1}{5}$)=2,000円	
3. 事 業 費	1. 印 刷 費	321,620	408,620	△87,000	1. 電 話 機 50,000円×2	
	2. 通 信 費	69,620	69,620	0	2. 台 帳 容 器 38,000円×3	
	3. 交 通 報 費	30,000	30,000	0	3. 索 引 容 器 30,000円×1	
	4. 広 報 費	153,000	240,000	△87,000	4. 机 9,000円×2	
					5. 椅 子 1,500円×2	
					6. 戸 棚 8,000円×2	
					7. タ イ プ ラ イ タ ー 70,000円×1	
					8. 自 転 車 20,000円×1	
					9. 短 名 印 刷 機 22,000円×1	
					10. 暖 房 器 具 7,000円×1	
				以上購入額の $\frac{1}{5}$		
4. 福 利 厚 生 費	1. 福 利 厚 生 費	48,184	40,627	7,557	1. 台帳用紙(10円×1,800組)=18,000円	
					2. 解説書、依頼状、記入票類等 15円×1,800組=27,000円	
					3. 督促状(ハガキ印刷代) 2円×500枚=1,000円	
					4. 索引用紙、分類用紙 3円×6,000枚=18,000円	
					5. 取引紹介用紙 2円×2,500枚=5,000円 (内1,500枚ハガキ印刷)	
					1. 郵便料 50,000円	
					台帳記入依頼 10円×2×1,500通分=30,000円	
					督促用 5円×500通分=2,500円	
					取引紹介(ハガキ) 5円×1,500通分=7,500円	
					10円×1,000通分=10,000円	
				2. 電話料 19,620円		
				市外 30円×150回=4,500円		
				市内 7円×180通話×12月分=15,120円		
				月1人平均 500円×5人×12月分=30,000円		
				1. 特定商工業者向広報特集号頒布実費 30円×800人×6=144,000円		
				2. 新聞広告 4,500円×2=9,000円		
				1. 健康保険料 俸給の $\frac{63}{1000} \times \frac{1}{2} = 15,876$ 円		
				2. 厚生年金料 俸給の $\frac{35}{1000} \times \frac{1}{2} = 8,820$ 円		

$$3. \text{失業保険料 俸給の} \frac{14}{1000} \times \frac{1}{2} = 3,528 \text{円}$$

$$4. \text{日商厚生費 俸給の} 10\%$$

5. 退職給与金	50,400	42,000	8,400
1. 退職給与積立金	50,400	42,000	8,400
計	1,290,000	1,250,000	40,000

昭和40年度諸積立金収支予算書

(特別会計)

(昭和40年4月31日および昭和41年3月31日)

宇都宮商工会議所

収入の部

(単位 円)

款	項	本年度額 本予算	前年度額 前予算	対増減(△)	備	考
1. 退職資金積立金	繰越金	3,351,923	2,728,923	623,000	前年度繰越金	
	2. 本年度積立金	2,851,923	2,228,923	623,000	本年度積立金	一般会計 300,000円 中小企業相談所 200,000円
2. 利子	1. 利子	158,000	123,000	35,000	預金利子	
3. 中小企業会館 3. 分担積立金	繰越金	2,000,000	500,000	1,500,000	前年度繰越金	
	2. 本年度積立金	500,000	500,000	0		
4. 利子	1. 利子	27,000	0	27,000	預金利子	
合	計	5,536,923	3,351,923	2,185,000		

支出の部

款	項	本年度額 本予算	前年度額 前予算	対増減(△)	備	考
1. 退職給与金	1. 退職給与金	3,509,923	2,851,923	658,000		
2. 中小企業会館 2. 分担積立金	1. 中小企業会館 1. 分担積立金	2,027,000	500,000	1,527,000		
合	計	5,536,923	3,351,923	2,185,000		

◎宇都宮市制度金融取扱改正に
きお知らせ

宇都宮市制度金融につきましては、当所よりかねてから
市当局に、取扱の改正方を要望致して参りましたところ、
次とおり改正の旨連絡がありましたので、今後一層御利
用下されたくお知らせ致します。

記

7

一、融資限度額の引上げ

1 機械設備資金 現行七〇万円を一〇〇万円とする。

2 施設改善資金 現行七〇万円を一〇〇万円とする。
従業員宿舍建設資金 現行経費の1/2で一〇〇万円
を経費の2/3で二〇〇万円と
する。

3 機械設備・施設改善資金の組合対象

現行一組合三〇〇万円を五〇〇万円とする。

二、融資期間

機械設備・施設改善資金の現行三年を(市長が特に認め
た場合五年までとする)担保付与

三、信用保証料の市負担
 機械設備・施設改善・従業員宿舍建設資金一年間 市で
 金額負担
 四、取扱開始
 昭和四十年四月一日より

◎信用保証料引下げのお知らせ

金融緩和策として、栃木県信用保証協会宛、かねてから
 当所より強く引下げを、要望致しおりました、信用保証料
 率が次のように改訂され、四月一日より実施されること
 になりました。

なお、無担保、無保証人特別保証制度（金額一件三〇万
 円迄）の取扱いは並に保証料率等につきましても、近日実施
 される予定とのことに付き、決定次第お知らせ致します。

新保証料率表

区別	保証金額（一件当り）	料率	
		改訂	現行
イ	三〇万円以下	日歩二厘五毛	日歩二厘七毛
ロ	三〇万円超五〇万円以下	日歩二厘八毛	日歩三厘
ハ	五〇万円超	日歩三厘八毛	日歩四厘
ニ	手形割引根保証に該当するもの（保証金額の区別なし）	日歩三厘二毛	日歩三厘四毛
ホ	輸出振興資金に該当するもの	日歩二厘三毛	日歩二厘五毛
ヘ	設備近代化資金に該当するもの	日歩三厘六毛	日歩三厘八毛
ト	歳末資金に該当するもの	日歩五〇万円以下 日歩二厘八毛	日歩二厘据置 日歩二厘八毛上げ

当所役員・議員の改選近づく!!

当商工会議所の役員・議員の任期は、来る六月十五日ま
 であつておりますので、別項議員選挙に関する事務日程
 表に基づき、六月中に新議員七〇名の選挙および選任を行
 ない、続いて議員総会を開いて、会頭を始め各役員を選任
 することになります。
 従いまして当所の「議員選挙選任規約」以下必要事項抜
 萃を充分ご理解頂くようお願い致します。

◎新入会員の締切は五月二十七日まで

選挙人名簿は来る五月二十七日（名簿確定）現在により
 会員および会員以外の特定商工業者の選挙資格を調査して

最終的に作成確定されることになっておりますので、新た
 に会員として入会し、議員の選挙権および被選挙権を持つ
 ためには、五月二十七日午後四時迄に当所に入会の申込み
 をして、会費を納めなければなりません。

◎会費口数の増加も五月二十七日まで

議員の選挙権個数は会費口数の多少によって相違しま
 すので、会員の中にはこの際会費口数の増加を、希望され
 る向きが多分にあると思えますが、これも前記と同様五月二
 十七日午後四時までに、口数の増加を申込み会費を納めな
 ければなりません。

すなわち新しく入る会員も、会費口数の増加も、共に五
 月二十七日午後四時を過ぎると、今回の選挙には間に合
 いませんから、この点特にご注意をお願い致します。

なお、会員以外の特定商工業者の方は、一個の選挙権を
 有するだけで、議員に選挙又は選任される資格はありませ
 ん。

◎議員の定数と選挙選任の方法は

- 1 号議員は会員及び特定商工業者が投票により、会員の
 うちから選挙する議員で（定数三十六名）すなわち会員
 と特定商工業者の一般代表です。
- 2 号議員は会員が業種別によって構成する、各部会から
 選ばれるもので（定数二十四名）すなわち各業界の代表
 です。
- 3 号議員は当商工会議所の運営維持に特に功績のある会
 員、及び学識経験のある会員、並に地域を代表する会員
 の中から、1号議員及2号議員が選任した詮衡委員によ
 って選任（定数十名）する議員です。

◎選挙委員会について

選挙委員会は議員の選挙及び選任に関する管理及事務を
 行ない、定数を十人として、会員のうちから常議員会にお
 いてこれを選任する。
 選挙委員長は選挙委員会を代表するもので、その選任は
 選挙委員の互選による。
 議員の選挙及び選任に関する公告は、当所前の掲示場
 に掲示する。

◎1号議員の選挙について

1号議員は会員及び会員以外の特定商工業者が、投票に
 よって会員のうちから選挙するもので、会員の有する選挙

権は、会費一口につき一個とし、各々五〇個を超えることができない。

(会員以外の特定商工業者の有する選挙権は各々一個とする)

会費又は負担金を選挙人名簿確定日(五月二十七日)までに、完納しない会員及び会員以外の特定商工業者は、その選挙権を行使することができない。

会員はすべて一号議員の被選挙権を有する。但し選挙人名簿確定日までに、会費を完納しないものは、被選挙権を有しない。

◎議員の立候補について

一号議員の候補者になろうとする者は、選挙の期日の公告があった日から、選挙の期日の三日前までに別に定める用紙によって、選挙委員長に届出なければならない。

立候補の届出をする場合は、供託金として金三、〇〇〇円を選挙委員会に供託し、選挙費用の一部を負担しなければならない。

一号議員の候補者がその選挙における一号議員の定数をこえないとき、若しくはこえなくなった時は投票を行わない。

投票を行わないこととなった時は、選挙委員長は直ちにその旨を公告し、選挙委員会を開いて立候補者を当選人と定める。

◎二号議員の選任について

二号議員は部会が部会員のうちから(一号議員選挙人名簿確定日現在)選任するもので、一号議員の選挙期日の前までに各部会において選任する。

二以上の部会に所属している会員は、定款第四十七条第四項の規定により、二号議員の選任に關しいずれか一部会を定めて、予めその旨を文書で当所に届出なければならない。

部会に対する二号議員の割当の定数は、その部会員数及びその部会員が負担する、会費口数を勘案して、常議員会の議決を経て定める。

会頭は前条の議決を文書を以て選挙委員長に通知し、選挙委員長は割当られた数の二号議員を、部会の会議において一定期限内に、選任すべきことを部会長に文書を以て通知する。

前条の通知を受けた部会長は、部会の会議を招集し、その期限内に二号議員を選任しなければならない。

◎三号議員の選任について

三号議員は規定により、一号議員及び二号議員が選任した詮衡委員によって、会員のうちから選任されたもので、その選任は二号議員の選任及び一号議員の選挙の後の日に行う。

当所新規会員の御紹介

(敬称略)

業種	住所	氏名
家具製造業	清住二丁目三ノ四	小森谷 浪太郎
建築業	泉 町四ノ五	大和 仁
カメラ販売業	泉 町六ノ五	清水 弘
青果乾物	西原三丁目三ノ〇	大森 峰重
建築業	昭和通り一ノ一	木下 政市
理容業	若草町八九	大関 三男
理容業	一の沢町三五	川島 清司
美容業	旭 町三ノ三、四、六	井東 繁子
熔接業	東端田町二四	館野 友次
建具製造業	中河原町一、四一	篠原 定治
印刷業	大工町四七〇	坂本 大三郎
米菓製造業	平松本町七	佐藤 政夫
捺染糊製造業	東浦町一、二九	山崎 芳昌
豆腐業	雀宮町三、七九	石塚 芳昌
食料品販売業	大寛二丁目一ノ三	蛭田 邦彦
建築業	戸祭町一、六〇	北条 四郎
製菓原料卸	東端田町六	中野 拓郎
輸出玩具	小幡三丁目一ノ六	(株)船山商店
電気業	西三丁目一ノ元	(株)岩崎電気 宇都宮出張所
自動車整備業	一条三丁目一ノ八	(資)吉田自動車商会
スキーケット	宮本町四五	(株)だ い まる
自動車整備	台新田町二四	(株)協立自動車
鋼線製造	西川田町一、六五	関東 鋼線 (株)
洋服業	旭町一ノ三、四、三	(株)大河原洋服店
電球製作	旭町一ノ三、五、七	(株)米村電球製作所
鉄工業	中河原町三、五三	(株)戸崎製作所
銀行業	大工町四〇	(株)徳陽相互銀行 宇都宮支店
//	上河原町五、一	(株)大東相互銀行 宇都宮支店
配管工事業	築瀬町三ノ三、四	(株)東京三冷社 宇都宮営業所
鉄工業	海道町三五	高崎 鉄工 (株)
自動車販売	雀宮町九六	本田技研工業(株) 宇都宮製品中継所
繊維加工業	雀宮町一、六三	要産業(株)宇都宮工場
呉服業	雀宮町三、七〇	(株)角 商店
マシン販売業	馬場町三、二六	宇都宮ブラザー マシン販売(株)
ガスタンボン	駒生町一、五九	(株)高倉商事
機械製作業	針谷町四九	(株)不二工機製作所 宇都宮工場

当所議員選挙施行!!

五月一日告示さる

当所議員選挙は次の日程により施行いたします。
宇都宮市商工業界の皆様!!

商工会議所は、地域経済の発展と社会全般の福祉増進を目標に、幾多の事業を行ない、特に商工業者のサービス機関として、当地商工業の振興発展のため、あらゆる利便を供与し、併せて商工業者皆様の世論を集めて、その意見を市、県、更にこれを中央政府及び国会方面に反映建議要望せしむる等、その一切が皆様のための唯一の意見活動の機関であります。

商工会議所を信頼し、これを育成して頂くことは、結局は商工業者ご自身の繁栄のためであると言えます。

即ち当会議所に入会し、会員になつて頂くことは、郷土宇都宮市の商工業の発展に、協力することになることは勿論、また、御事業の信用と格付の度を高める所以でもあります。

会員の皆様!!

どうぞこの機会に未加入者の方々に、より一層の理解と協力を求め、宇都宮市の全商工業者の方は、一人残らず会員となられ、当商工会議所の活動力、推進力に貴重なお力をお加え下さるよう、この際強力な御勧誘を切にお願い申し上げます。

年間会費 一口 一、〇〇〇円

(法人は二口以上)

議員選挙に関する事務日程表

日 時	事 項	
5月1日(土)	選 挙 公 告	立 候 補 届 出 期 間
〃 15日(土)	選 挙 人 名 簿 調 製	
〃 20日(木) 22日(土)	名 簿 縦 覧	
〃 27日(木)	名 簿 確 定	
〃 28日(金) 29日(土)	二号議員の部会割当決定	
6月1日(火)	二 号 議 員 選 任	
〃 1日(火)	一号議員立候補届出締切	
〃 2日(水)	立 候 補 辞 退	
〃 4日(金)	一 号 議 員 選 挙	
〃 7日(月)	三 号 議 員 選 任	
〃 15日(火)	議 員 総 会	
備考 本日程表の事務取扱時間は午前9時より午後4時までとします。		